

山 L P 協第 110 号  
令和 8 年 2 月 3 日

会 員 各 位

(一社) 山口県 L P ガス協会  
会長 床 西 悟

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の  
施行について（お知らせ）

このことについて、国土交通省から令和 7 年 6 月 11 日に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」のうち、違法な白トラにかかる荷主等への規制やトラック事業者への委託次数の制限等に関する規定について、改正法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりましたので、お知らせします。

つきましては、添付の資料等をご確認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

一般社団法人山口県 L P ガス協会事務局  
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366  
e-mail [info@y-lpgas.jp](mailto:info@y-lpgas.jp)

正 会 員 各 位

(一社)全国LPGガス協会

### 「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行について（お知らせ）

標記につきまして、国土交通省から令和7年6月11日に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制やトラック事業者への委託次数の制限等に関する規定について、改正法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第390号）に基づき、令和8年4月1日から施行されることとなりましたので、お知らせいたします。

具体的な改正内容は下記のとおりですが、改正法により、荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となり得ること、違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等が「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

この度、改正法の内容をご理解いただくための荷主向け改正法周知リーフレット及び違法白トラ対策用チラシを入手いたしましたので、ご活用ください。

なお、LPGガスを配送するトラックの見解について、同省物流・自動車局貨物流通事業課に確認しました内容は下記2のとおりです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願ひいたします。

#### 記

##### 1.改正内容

###### ①違法な白トラの利用に係る荷主等への規制

- 荷主等が、白ナンバーのトラック※で有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。  
※：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もございます。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）
- 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

## ②委託次数の制限

- 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を2回以内までとする努力義務が課されます。

## ③貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

- 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務、実運送体制管理簿作成義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

【違法な「白トラ」への規制が令和8年4月1日から強化されます～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～】

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000346.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000346.html)

## 2. L P ガスを配送するトラックの見解について

(国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課に確認)

白ナンバー トラックの使用目的は自家用乗用車と同義であり、自社の L P ガスを自社の車で運ぶことを目的とした上で運賃による利益が発生しなければ、違法行為に当たらないとのことです。

ただし、自社の L P ガスを委託会社が運んでいて、運賃の請求を受けている場合は、その委託会社は緑ナンバー トラックが前提となっているとのことです。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 森、岩田

事務連絡  
令和8年1月5日

荷主事業団体の長 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行について（周知）

令和7年6月11日に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制やトラック事業者への委託次数の制限等に関する規定については、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第390号）に基づき、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

具体的な改正内容は以下のとおりですが、改正法により、

- ・荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となり得ること
  - ・違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等が「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となること
- から、改正法の円滑な施行に当たっては、荷主を含む関係者のご理解とご協力が必要となります。そのため、下記①に関連して添付のとおり違法白トラ対策用チラシを、下記①～③に関連して添付のとおり荷主向け改正法周知リーフレットをそれぞれ作成しました。

つきましては、関係団体におかれましては、令和8年4月1日からの法施行の適確な実施に向けてご協力をいただきたく、会員各位に対して、添付のチラシやリーフレットもご活用頂きながら、改正内容について周知いただきますようお願ひいたします。

記

〈改正内容〉

①違法な白トラの利用に係る荷主等への規制

- 荷主等が、白ナンバーのトラック<sup>※</sup>で有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。

<sup>※</sup>：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もございます。（例えば、建設業請負

契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。)

- 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

②委託次数の制限

- 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を2回以内までとする努力義務が課されます。

③貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

- 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務、実運送体制管理簿作成義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

<添 付>

・プレスリリース

【違法な「白トラ」への規制が来年4月1日から強化されます～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～】

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000346.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000346.html)

・違法白トラ対策用チラシ

【荷主等の皆様 白ナンバーのトラックに有償で貨物の運送を委託してませんか？】

・荷主向け改正法周知リーフレット

【荷主の皆様へ 令和8年4月1日から改正トラック法（貨物自動車運送事業法）が施行されます】

令和7年11月21日  
物流・自動車局貨物流通事業課

## 違法な「白トラ」への規制が来年4月1日から強化されます

～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～

本年6月に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制や委託次数の制限等に関する規定の施行期日を、令和8年4月1日と定める政令等が、本日閣議決定されました。

### 1. 背景

改正法の一部の規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、今般、その施行期日を定めるとともに、施行に伴い必要な規定の整備を行います。

### 2. 概要

#### (1) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

改正法のうち下記事項について、令和8年4月1日より施行することとします。

##### ① 違法な白トラの利用に係る荷主等への規制

- 荷主等が、白ナンバーのトラックで有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。
- 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

##### ② 委託次数の制限

- 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を2回以内までとする努力義務が課されます。

##### ③ 貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

- 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

#### (2) 貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

- (1)③に関する荷主・運送事業者間での調整を電磁的方法で行うための手続に係る規定を、貨物利用運送事業者にも準用します。

### 3. スケジュール

公 布：令和7年11月27日（木）

施 行：令和8年4月1日（水）

#### 【お問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 宮浦、佐々木

連絡先：03-5253-8111（内線41-324）、03-5253-8575（直通）

荷主等の  
皆様

# 白ナンバーのトラック

に  
有償で貨物の運送を委託してませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、  
有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償  
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車**  
**運送事業法違反**となる可能性があります。

緑ナンバー

品川100  
あ 00-00

事業用

白ナンバー

品川100  
さ 00-00

自家用

違反した場合は  
100万円以下の罰金

# 荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと



法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託してはいけない<sup>※注</sup>ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となります。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談

最寄りの地方運輸局窓口までお問い合わせください。

荷主の皆様へ

令和8年4月1日から

# 改正トラック法 (貨物自動車運送事業法)

が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

## 1 白トラ利用の罰則強化

 いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者への貨物の運送の委託の禁止)

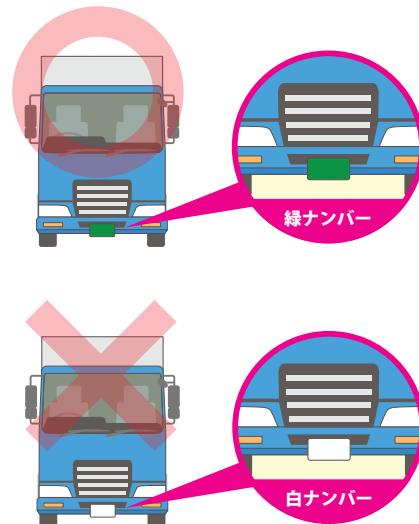
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を経営する者

二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を経営する者

三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を経営する者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

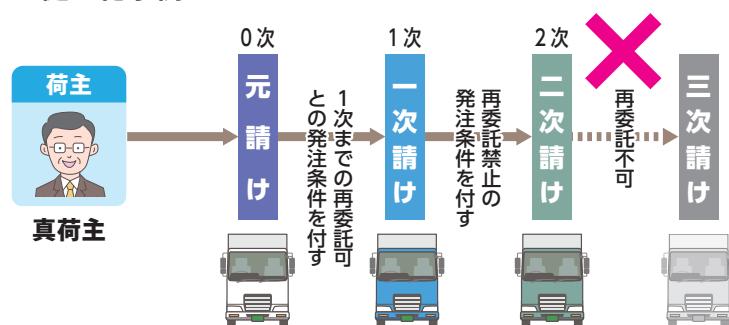


## 2 委託回数の制限

 元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務**が課されます

- ①荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ②1次請け事業者も、元請の委託回数の縮減に協力して下さい。
- ③取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託回数にカウントします。
- ④マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託回数はカウントしません。

### ●健全化事例



国土交通省



公益社団法人  
全日本トラック協会

### 3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

#### トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

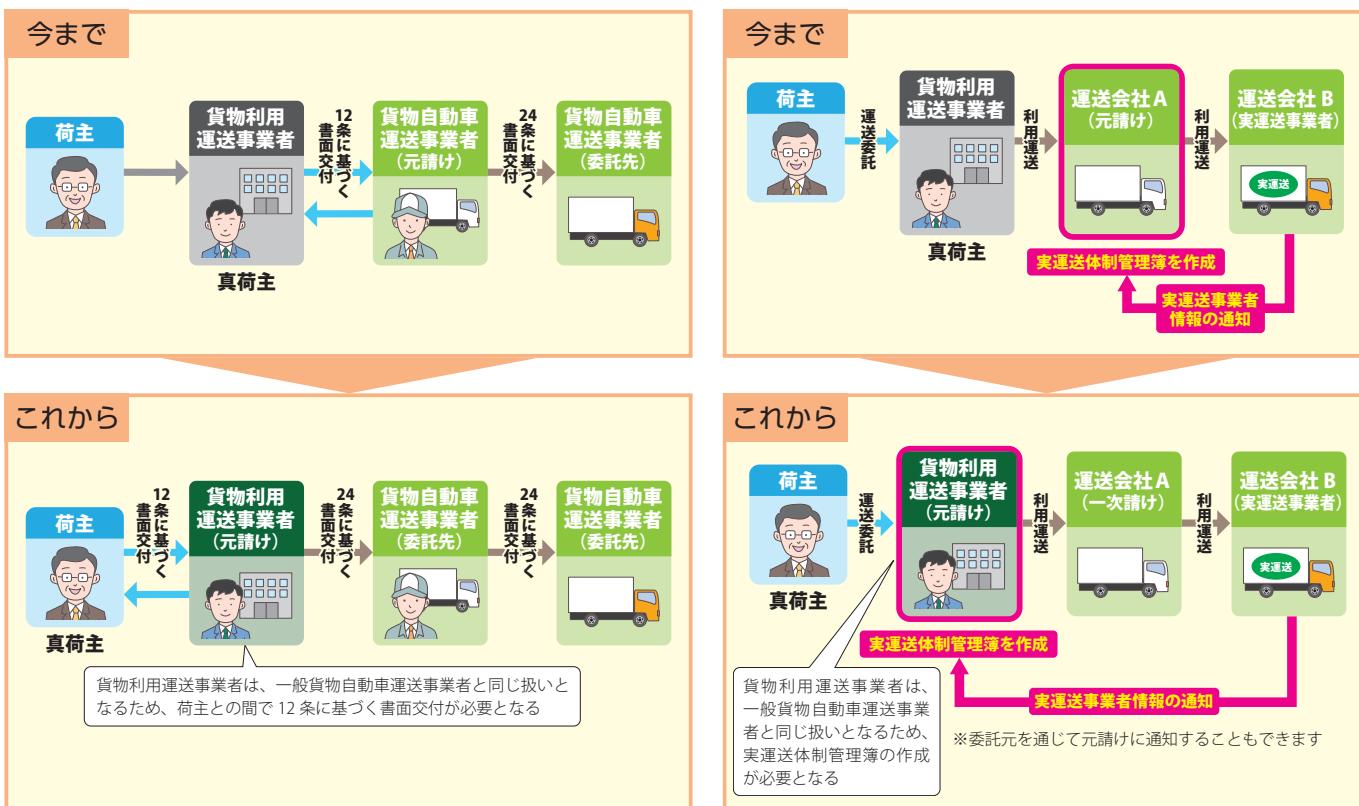
第十二条

- 2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
  - 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
  - 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

#### POINT! 元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも 書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿簿作成義務が新たに課されます。

#### 荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

